

◆マッセOSAKA公募論文 最優秀賞受賞論文◆

「就学援助制度の意義と市町村の役割」

～今求められる就学援助制度の在り方とは～

摂津市教育委員会教育総務部学務課

大橋 徹之

はじめに

就学援助制度が、学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されていることに根拠を求めていることに異論の余地はない。

この根幹となるものが、憲法25条の「生存権」と同26条の「教育を受ける権利」、さらには、教育基本法第4条の「教育の機会均等」と考えるのが一般的である。

しかしながら、法律を制度運用の根拠としているにもかかわらず、制度の対象となる、すなわち「就学困難」とされる学齢児童生徒の認定方法を市町村の裁量に委ねていることから、学齢児童生徒は、居住する市町村によって就学援助制度の対象となるか、ならないかの差異が生じる事態となっている。

学校教育法の趣旨としては、「教育の機会均等」の精神に基づきすべての学齢児童生徒が義務教育を受けることができるようすべきもので、市町村ごとに担保されるべきものと解することができるが、やはり矛盾を感じずにはいられない。

本稿では、就学援助制度の歴史的背景と市町村における運用実態とその推移、さらには、今日までの日本経済の変化や社会システムの現状等を踏まえ、就学援助制度の今日的意義と、就学困難を認める基準及び援助の費目や額の決定にも裁量権のある市町村の役割について再考察することとする。

就学援助制度の歴史的背景

「経済的理由により就学困難」となる学齢児童生徒については、通常、生活保護制度の適用と考えることできるが、生活保護世帯となるまでは困窮していない、そのボーダーラインに属すると考えられる、いわゆる「準要保護世帯」については市町村が独自の認定基準を定め、就学援助制度としてその援助に努めているのが現状である。

ここでは、生活保護世帯とはならない「準要保護世帯」に対して、どのような観点、考えから援助が始まったのか、またどのような援助であったのかも含め、就学援助制度の歴史的な背景を確認しておくこととする。

文部省は、昭和3年訓令によって「学齢児童就学奨励規程」を定め、貧困児童の就学奨励の目的のために、道府県に補助金を交付することとした。これが、現在の就学援助制度に通ずると考えることができる。ただ、これ以前の明治・大正の頃にも、市町村が貧困児童に教科書、学用品等を交付した際には、国及び都道府県がこれに補助金を交付していたとされる。

ただ、学齢児童の就学奨励については、児童生徒の家庭の生活費の問題と切り離すことはできないとの考えから、昭和21年、戦後の混乱期に制定された生活保護法に規定する生活扶助に吸収されることとなった。

以後昭和25年には、生活保護制度の中に生活扶助

とは別に教育扶助が設定され、経済的理由によって就学困難な学齢児童生徒に対する措置は、主として生活保護法によって行なわれることとなったが、先ほど述べた「準要保護世帯」に対しては、別途市町村やPTA等が独自に援助を行なう例が少なくなかったとされる。

このような事態を受け、昭和31年に「就学困難な児童のための教科書用図書への給与に対する国の補助に関する法律」が制定され、実施主体が再度市町村となった。これは、市町村が保護者に対して教科書費を給与する場合に、国が当該市町村に対して補助を行なおうとするもので、初年度は小学校だけに行なわれたが翌年度からは中学校にも拡充された。その後、昭和34年には修学旅行費が、昭和36年には学用品費、通学費なども援助の対象となり、現行の「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に至っている。

また、昭和31年に学校給食法の一部改正による給食費の援助、昭和33年には学校保健法の制定による医療費に対する援助が行われるようになり、現在の援助の枠組みが整い、以降市町村が実施主体となり就学援助制度の運用が行われてきたが、昭和の年代においては、まだまだ対象者数も少なく、制度そのものが広く認知されている状況にはなかったと考えられる。

その後平成17年3月には「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」の一部改正により、「準要保護世帯」への国の援助が廃止された。いわゆる三位一体の改革^[1]で、援助費は一般財源化とともに、地方交付税に算入され財源措置されることとなったものだ。後述するが、このことが、市町村の裁量に委ねられた就学援助制度の一つの転換点となったといっても言い過ぎではないだろう。

以上が就学援助制度の持つ歴史的背景であるが、社会経済情勢などの時代背景のもと経済的理由により就学困難とされる学齢児童生徒への援助は、形を変えながら運用されてきたことがわかる。

一時的に国主体の生活保護制度に吸収されながらも、制度外に存在する困窮層を救うために市町村主

体の制度となり現在に至っている。

市町村が実施主体となることで、生活保護制度のもとでは援助できない困窮層を救うことができ、「教育の機会均等」ということでは非常に理にかなった制度となったものだが、このことによって現在、市町村ごとに運用格差が生まれることとなっている。

この就学援助制度が再び、国家責任として生活保護制度の中に吸収されたとしても、おそらくは、また生活保護制度のもとでは救うことのできない「準要保護世帯」が登場することが考えられるが、やはり、市町村での制度運用に大きな差異があることは、その根拠・趣旨からも適切ではないと考えられ、国の何らかの関与は必要なのではないだろうか。

市町村における運用の実態

1 認定基準の考え方

市町村は、生活保護世帯に準じる程度に困窮している世帯に属する学齢児童生徒を就学援助制度の対象として認定し、義務教育にかかる費用の一部を給付しているが、認定する基準をどのように設定するかは、それぞれ独自の判断に委ねられている。

多くの市町村が、対象となる世帯の前年度の所得金額をもとに判断しており、生活保護制度上で毎年度設定される「一般生活費認定基準表」をもとに前年度の収入基準額（認定基準額）を算定している。その金額を、生活保護基準額の倍率で表現しているのが一般的である。

この算定方法が対象者の抽出に適切であるかどうかは別として、市町村間の格差を生みだし、居住する市町村により就学援助の対象となるか、ならないかが違ってくる要因となっている。

多くの市町村は、生活保護基準額の1.0倍から1.3倍の間で設定しており、その差は額にして70万円以上の差となるものと思われる。

例えば、生活保護基準額の1.3倍の設定であれば、下記の表のように、家族4人の設定で計算していくと、3,909,000円となり、前年度の所得がこの金額の範囲内であれば就学援助の対象として認定されるという仕組みである。

4人世帯[父40歳・母36歳・子11歳(小5)・子8歳(小3)]で計算						
区 分	平成 22 年度生保基準額(月額)	月 数	倍 数	認定基準額		
第一類	父40歳	40,270	12	1.30	628,212	
	母36歳	40,270	12	1.30	628,212	
	子11歳	34,070	12	1.30	531,492	
	子8歳	34,070	12	1.30	531,492	
小 計					2,319,408	
小 計×0.95					2,203,440	
第二類	世帯人数4人	55,160	12	1.30	860,496	
教育扶助	小学校(基準額)	2,150	12	1.30	33,540	
	学習支援費 2人	5,120	12	1.30	79,872	
	学校給食 2人	6,500	11	1.00	71,500	
住宅扶助	2人以上	55,000	12	1.00	660,000	
合 計					3,908,848	
就学援助所得限度額(4人世帯)千円未満切上げ					3,909,000	

この金額は所得ベースであり、単純に収入ベースに換算すると、550万円超の収入ということになり、はたして、生活保護に準じる程度に困窮している世帯として認定することが適正であるかどうかといったことも議論の対象となるところだ。

就学援助制度の歴史的背景や意義を考えたとき、比較的収入のある世帯に対しても援助を行う場合は、市町村としての「子育て支援」という政策のもと実施することが考えられる。

さて、各市町村では概ねこのような算定方法となっていると思われるが、当然のことながら、1.3倍を1.4倍にすれば対象となる世帯が増え認定率はアップするし、1.2倍となれば、対象となる世帯は減少、認定率も下がる。さらに言えば、市町村としての歳出も抑えることができる。

先に後述するとしたが、国庫補助制度が廃止された平成17年の三位一体の改革の際には、就学援助制度の運用にかかる市町村の歳出の大幅なアップにつながったことから、多くの市町村が歳出を抑えるために、就学援助制度の実態をよく整理しないまま、生活保護基準額の倍率を操作(1.3倍を1.1倍にするなど低く抑えた)するなどした経緯があり、このことで、市町村間での財政状況等の違いによる就学援助制度の運用の差が、さらに顕著になったと言えるだろう。

2 就学援助認定者の率の推移と状況について

摂津市における就学援助認定率の推移であるが、

摂津市における認定者の率の推移(図表1)



(出典：摂津市教育委員会)

全国平均(都道府県別)における認定者の率の推移(図表2)



(出典：文部科学省)

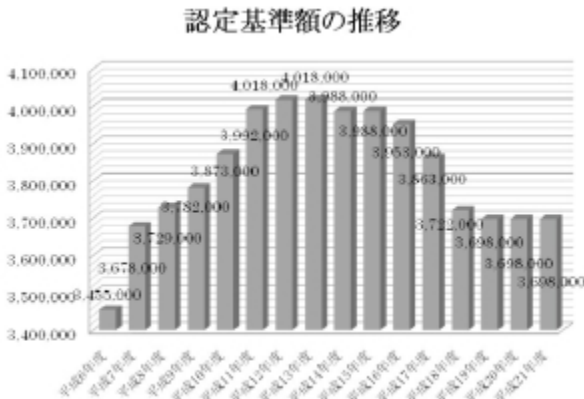
(図表1)にあるように平成5年度から平成16年度にかけて分母となる児童生徒数の減少があるにせよ、5%に満たない率から38%台へと7倍以上の水準となっていることがわかる。

全国平均の推移であるが、(図表2)にあるように、平成9年度から平成18年度にかけておよそ2.1倍の増加となっている。2倍以上という水準でも十分に大きな変化であるが、摂津市のそれは、ある意味異常であると言えるかもしれない。

摂津市の就学援助認定率は、大阪府内においてトップであり、その大阪府は、都道府県別でトップであることから、全国的に見ても非常に高い割合であることが伺え、全国平均の上昇率とは比較にならないほどの増加となったことも理解できなくはない。

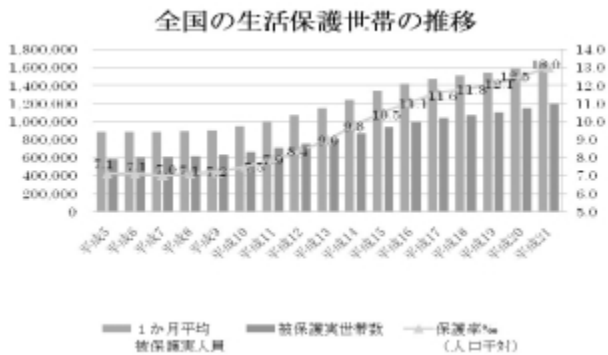
この右肩上がりに増えつづけた要因が何であるのかを分析することは難しいが、以下、いくつかの数

摂津市における認定基準額の推移（図表3）



（出典：摂津市教育委員会）

全国の生活保護世帯数の推移（図表4）



（出典：厚生労働省）

値データとの関連で推測することとする。

筆者の推測では、これだけ急激な上昇は、新たに生活困窮者が増加していったとは考えにくく、平成16年度に認定率がピークを打って以降高原状態で推移していることから、潜在的にすでに対象となる世帯が多くあり、年々制度が普及、浸透するとともに、人間の心理として生活保護ではないものそれに準じるような形で援助を受けることへの抵抗観が薄れていくなかで、就学援助制度が広く一般的に定着することとなったことも一つの要因だと考えている。

数値データとの関連であるが、まず認定基準額の推移との関連で見てみることにする。

外的な要因を除けば、認定基準額が高ければ、認定を受けやすく認定率は上がる傾向にあり、低ければその逆となるのが一般的である。

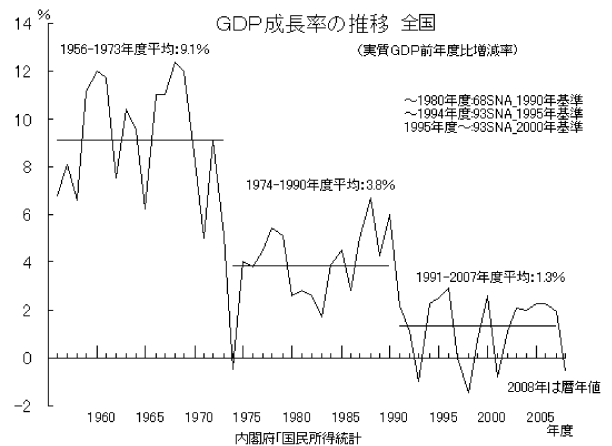
（図表3）にあるように平成6年以降、年々認定基準額を増額しており、この点では、認定率の上昇

国内総生産（支出側）の推移（図表5） 単位:10億円



（出典：内閣府）

GDP成長率の推移（図表6）



（出典：内閣府）

との関連を否定することはできないが、基準額は平成12年度にピークを付けているが、認定率は22%程度（図表1）であり、その後、認定率のピークとなる平成16年度までは高原状態であり、基準額がピークよりも下がったところで、認定率がピークを迎えることからそれほど強い関連性はないと考えられる。

次に、生活保護世帯の推移との関連を見てみる。

生活保護世帯数との関連については、後ほど近隣市の状況とともにその動向を見ることにするが、（図表4）の全国平均の推移との関連で言えば、生活保護世帯数は、平成5年度からの6年間は横這い、その後平成16年度まで緩やかに上昇となっており、この図表が全国平均のものであることを差し引いても、就学援助認定率が平成5年度から平成16年度まで急上昇していることからすれば、関連性は低いと考えられる。

最後に、経済成長との関連を見ておくことにする。（図表5）はGDP（国内総生産）の推移であるが、

平成5年からの5年間は右肩上がり、毎年経済はプラス成長を遂げていたことになり、就学援助認定率も増加していることから関連性は認められない。その後GDPは5年間減少傾向で推移していることとは何らかの関連性がありそうだが、平成5年からの成長時に認定率が増加していることからすれば、関連付けるのは困難であろう。

しかしながら、(図表6) GDP成長率の推移を見ると実体経済との関連性が少し見えてくる。日本の経済成長率は、高い率を保持していた時期(～1972年(昭和47年)まで)から、オイルショック(1973年(昭和48年))で一段低い成長へと沈み、さらに、1990年(平成2年)代に入ってからバブル経済の崩壊で、さらに低成長へと沈んでいくこととなるが、このバブル経済崩壊後に、急激に就学援助の認定率が上昇したことになる。

(図表1)の平成16年度までの認定率の急上昇とその後の高原状態は、バブル経済崩壊の影響が徐々に実体経済へと影を落とし、今日のデフレ経済と人々の生活実態がマッチしていったことを表していると推測できる。

結論として、就学援助の認定率が急激に上昇した原因は、バブル経済崩壊が大きく影響しており、その後の長きにわたる低成長下のデフレ経済の進行とともに、制度の普及、浸透が進み、義務教育の対象児童生徒のいる家庭の中で広く認知される一般的な制度となった結果であると推測できる。

3 生活保護世帯と就学援助の関係

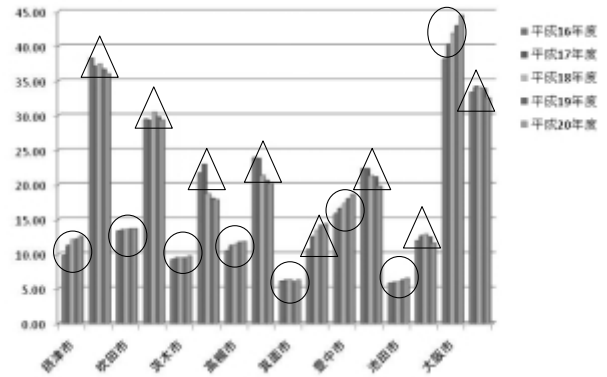
ここでは、ここ5年程度の生活保護世帯の状況と就学援助の認定率との関連を見ることとする。

一般的に、生活保護世帯に準じるというかたちで、「準要保護世帯」を就学援助の対象としていることからすれば、生活保護世帯の割合が増加すれば、それに準じて就学援助の割合も高くなると考えられる。

しかしながら、先ほどの、(図表1)と(図表4)からは、その関連性は見られなかった。

(図表7)は、平成16年度から5年間の近隣市の生活保護率の推移(各市とも左側の連続する棒グラフ)と就学援助率の推移(各市とも右側の連続する

大阪府内近隣市の生活保護率(%)と就学援助率(%)の推移(図表7)



(出典：摂津市教育委員会)

棒グラフ)の比較である。

それぞれの棒グラフの塊のトップ部分の傾斜を見る限り、各市とも生活保護率は、年々増加の傾向にあるが(グラフの○で記した部分)、就学援助率は、それに比例する形とはなっていない(グラフの△で記した部分)。したがって、この表からは生活保護世帯の状況と「準要保護世帯」の間には相関関係は見られないということになる。

生活保護世帯の増加と就学援助の対象者数が比例しない要因として考えられることであるが、

一つには、世帯員の年齢の違いが考えられる。生活保護世帯の約45%^[2]が高齢者世帯であることにに対して、「準要保護世帯」の場合は、義務教育の子どもを養育する比較的年齢の若い世帯であることだ。

高齢社会の到来とともに高齢者人口は増加、さらには、昨今の社会経済情勢や長寿化が進むなかで十分な年金資格のない高齢者が多く存在する^[3]現状などからも、高齢世帯の生活保護率が増加していると考えられる。

就学援助率についてであるが各市とも横這いから微減の状況で推移している。このことは、前述の2で認定率の急上昇とその後の高原状態について、バブル経済崩壊後のデフレ経済と人々の生活実態のマッチ、及び制度の浸透、定着を推察したものだが、少し気になることが、平成17年度に三位一体の税制改革により、就学援助制度に対する国の補助が廃止されたことに伴い各市が財政負担軽減のため、就学援助の認定基準の見直しを実施したことが影響しているかどうかである。

いくつかの市では、平成18年度から援助率の下がっているところもあるが、摂津市では、見直しを行っていないにも関わらず就学援助率は若干減少しており、他市のグラフを見ても、生活保護世帯率と就学援助認定率との間には大きな相関関係はないものと考えられる。

就学援助制度の果たすべき役割

1 市町村としての責務

学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定めている。すなわち、市町村は、学齢児童生徒が属する世帯の経済状況を把握し、その状況が、義務教育を受ける機会を損なうような状況であれば、そうならないよう必要な援助を施す必要がある。ということを法律上で明確にしているものだ。

ただこの法律は、戦後の昭和22年4月施行であり、すでに60年以上が経過している。もちろん、そのことで第19条の趣旨が変わるものではない。しかし、市町村がいかにして必要な援助を行っていくのかは、時代とともに変わることがあってもよく、また、変わる必要があるのではないだろうか。

ここでは、国民の所得状況の推移について、経済産業省の産業活動分析要旨^[4]から抜粋して、そのあたりを確認しておく。

昭和47年から平成20年までの民間給与所得者の平均給与の推移であるが、平成9年まではほぼ右肩上がりであるが、給与の上昇がみられたものの、平成10年以降、平成19年を除き前年比マイナスが継続するとともに、平成9年から平成20年までの11年間で、マイナス8.1%、金額で14兆円減少している状況にある。

また、民間給与所得者の給与階級別の人数の推移をみると、平成12年以降、年収400万円前後の層を境に、それ以下の階層が急増する一方、400万円を超す階層は急減していることがわかる。また、年収200万円以下の階層の増加が顕著となっている。この結果から、バブル経済の崩壊以後、民間給与所得者の低所得化が著しく進んだことがうかがえる。さらに、

20歳から30歳代の若年層の低所得化が進んでいることがわかる。

このような状況は、バブル経済崩壊後に就学援助制度の利用者が急増、今なお高原状態にあることの裏付けとなるものでもある。

この間に、国は三位一体の改革として国庫補助制度を廃止し、さらに、それに合わせ市町村が、就学援助制度の縮小に努めた経緯は先に述べたとおりである。

はたして、この措置は適切であったのだろうか。日本経済の大きな変化により、民間給与所得者の所得の上昇が止まるだけでなくマイナスに転じるという状況のなか、就学援助制度を利用しようとする人が増加するのはごく自然なことで、この状況を鑑みれば、国及び市町村は最低限就学援助制度の維持に努めることが、その責務だったのではないだろうか。

ただし、市町村間での財政状況等の格差は大きく、それぞれの市町村の財政事情が影響したことは事実であり、そのことが、学校教育法第19条の主体が市町村でよいのだろうかといった疑問となるところである。

バブル経済の崩壊の影響は、想像以上に大きかったと言える。右肩上がりの経済成長下においては、就学援助制度の運用において、市町村としての責務を十分に果たしていたものと考えられるが、現在の状況下では、求められる責務を、市町村単独では果たしきれない状況となっている。

文部科学省において大臣主催によって開催された「教育安心社会の実現に関する懇談会」^[5]の報告によると、「低所得者層の家庭の児童生徒については、各市町村の財政力に左右されず就学援助を支給できるようにする」とある。この実現のために、地方財政措置の増額、援助の対象範囲の拡大、援助の認定基準の考え方・在り方等の検討が挙げられている。

このことからすれば、少なくとも、国も就学援助の実情を認識するとともに、その対策を講じることを検討していくものと思われる。

2 就学援助費がもたらす効果

就学援助制度により準要保護児童生徒の保護者が

摂津市における就学援助制度の支給費目と単価（図表 8）

支給費目	単価			
	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2.3年生
学用品費	11,100円		21,700円	
体育実技用具費(柔道着)			7,300円	
新入学児童生徒学用品費等	19,900円		22,900円	
通学用品(1年生を除く)		2,170円		2,170円
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	1,510円		2,180円	
校外活動費(宿泊を伴うもの)	3,470円		5,840円	
修学旅行費	必要額(国単価 20,600)		必要額(国単価 55,700)	

※金額はすべて年額

受け取る金額であるが、多くの市町村が、国の「要保護児童生徒援助費補助金」に基づく補助単価を根拠としている。(図表 8) は、摂津市における支給費目と支給額である。

これに、学校給食法に基づく給食費の実費、摂津市は年間で35,200円程度と、学校保健安全法に基づく医療費の実費補助がある。これらに基づき年間に支給される金額は、医療費の実費補助を除き、小学生は平均65,000円程度、給食のない中学生は、平均50,000円程度となっている。

この金額を、就学援助制度がもたらす家計への財政効果と呼べるものなのか、また、この金額が「経済的理由により就学困難」とされる世帯に対する援助額として適切であるのかの判断は、非常に難しいものであるが、単純に金額のみの比較をすれば、いわゆる「子ども手当」については、月額13,000円（満額では26,000円）であり、財政効果という点では、就学援助制度をはるかにしのぐ効果があるものと言える。

平成20年度に文部科学省が行った「子どもの学習費調査」^[6]によると、学習費の総額は、公立小学校で約307,000円、公立中学校で約480,000円という結果となっている。このうち、就学援助費としてある程度カバーされる学校教育費と学校給食費を除く、学校外活動費であるが、中学校で、210,000円、中学校で、305,000円程度となっており、この金額は「準要保護世帯」として就学援助制度の対象となっても保護者の負担となっている。したがって、就学援助費だけでは学齢児童生徒にかかる経費は十分で

はないことは確かであろう。

このようなこともあってか対象費目の拡大等の必要性が指摘されているところで、国においても、平成22年度から「要保護児童生徒援助費補助金」に基づく補助単価に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新設したことから、各市町村でも就学援助制度への組み入れについて議論がなされたところである。ただし、これら3つの費目を国の定める単価に基づき援助するとなれば、摂津市の場合で単純に医療費補助を除き、支給総額が1.3倍以上^[7]に膨れ上がることとなる。

このあたりも、市町村の財政状況に左右されるところであり、市町村が独自で運用することの限界を感じずにはいられない。

3 就学援助制度の意義

子どもの教育は、将来の日本の姿を左右するものであるといっても言い過ぎではないだろう。その教育を受ける権利が、保護者の経済状況によって損なわれることは避けなければならない、そのための、「教育の機会均等」の考え方でもある。

就学援助が「教育の機会均等」を担保しうる制度であるのか、否か、結論から言えば、担保しうる制度であり、いつの時代においても担保しうる制度設計が必要となるものである。

生活保護制度のもとで教育扶助が設定され国の責務となりつつも、当時の経済情勢、地域間格差の中でカバーしきれなかった貧困層を援助することで、市町村の責務へと転換していくこととなった。そし

て、各市町村の実情に基づく制度設計による運用が行われ、確実に「教育の機会均等」を担保してきたのである。

しかしながら、様々な要因により市町村間の運用に大きな格差が生まれてきた。考えられるその要因として、

- ① 就学援助の対象として認定する世帯の抽出方法（基準）の差異
- ② 市町村の財政状況
- ③ 市町村の政策方針
- ④ 制度の周知徹底度合
- ⑤ 地域住民の制度利用についての意識レベルの差
- ⑥ 地域住民の所得格差

といったことがあげられる。市町村の政策の中で、しばしば耳にする「地域の実情を踏まえ」なるものがあるが、就学援助の対象となりうる者、及びその援助内容が地域の実情と関連するものであろうか。学校教育法という法の下で、義務教育として小学校、中学校が運営され、授業料と教科書は無償という政策のもと、市町村間格差は必要ないと考える。

市町村の財政、市町村の政策で「教育の機会均等」が奪われることはあってはならないはずだ。

バブル経済崩壊後の長きにわたって超デフレにある現下の日本経済においては、企業における給与の体系や雇用形態、さらには、昇進制度なども大きく変化している。また、人々の結婚や子育てに関する考え方も多様化し、離婚率の上昇、特に若年世代の離婚率の上昇^[8]という変化も生まれている。

戦前から戦後にかけて、救貧的な発想のもとで生活保護制度では救えない生活困窮世帯を対象として制度設計がなされてきたが、はたして、前述したような現在の日本社会のなかでも、その制度設計で足るものであろうか。日本経済、日本社会の変化とともに、就学援助制度の意義、役割も確実に変化してきていると言える。

したがって、「教育の機会均等」の考え方を今一度整理するとともに、やはり、生活保護制度とは別に「援助の必要な世帯」を考え、その定義を市町村に委ねるのではなく、また、今のように基準額以下をすべて一律で考えるのではなく、世帯ごとの所得水準

により階層をつくるなどを検討し、それぞれ世帯に必要な「援助の水準」を考え、国の制度として、国全体のシステムとして、今日の日本の義務教育の現状にふさわしい就学援助制度を確立することが急務であると考ええる。

おわりに

就学援助制度は非常に歴史のある制度であり、戦前、戦後の不安定な経済下において、形を変えつつ運用され、市町村の責務のもと、就学困難な児童生徒のために必要不可欠な制度となり現在に至っている。戦後の復興期を経て、日本経済が大きく成長していくなかでは、就学援助制度の意義と果たすべき役割について大きく議論されることもなく、また、特に議論の必要もなかったのが実情であろう。

しかしながら、バブル経済崩壊後の現在の日本の実体経済を踏まえるとともに、昨今の雇用情勢の問題、賃金形態の変化、さらには、教育環境・教育システムの変化などなど、様々な社会システムの変革や格差社会の進展などを鑑みれば、就学援助制度の意義と役割を考え直す時期にあることは間違いない。

国主導の下での制度の再設計は不可欠であろう。ただ、教育費にかかる昨今の流れとしては、幼稚園においても無償化の議論があり、高校においては公立で授業料の実質無償化、私立も就学支援金の創設などがある。こうした動きの中で、市町村として独自に運用している、私立幼稚園児の保護者を対象とした補助金制度、高校生を対象とした奨学金の貸与または給付の制度なども勘案しながら子どもにかかる教育費とその援助の考え方をトータルな視点で見直すことも案であろう。

また、民主党政権下における「子ども手当」についても、どのように考慮するのか、またすべきでないのかも含め議論の対象となろう。さらには、政策的な観点での、「子育て支援」なのか、「貧困層の救済策」なのか、といった議論避けては通れず、今後の国及び全国の市町村における動向には注視していきたい。

注 釈

- [1] 「地方にできることは地方に」という理念の下、国庫負担額の在り方を見直したもので、それまで就学援助費の補助限度額に対して国が1/2を補助していたが、用途を限定しない普通交付税として一般財源化し、それぞれの市町村へ交付される仕組みとなった。
- [2] 国立社会保障・人口問題研究所の世帯類型別被保護世帯数及び世帯保護率の年次推移の20年度統計によると、世帯総数1145,913世帯に対して高齢者世帯数523,840世帯となっている。
- [3] 平成19年12月12日付社会保険庁の公表資料によると、無年金者（保険料納付期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者）の数は、60歳以上で118万人、65歳上で42万人となっている。
- [4] 経済産業省HP 平成22年産業活動分析 平成22年1～3月期
P7～8 賃金水準の下落と消費者物価より抜粋
<http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h22/h4a1006j0.pdf>
- [5] 文部科学大臣主催により、教育費の問題、とりわけ家計負担の軽減に焦点を当てた懇談会が、平成21年5月から7月にかけて4回開催され、意欲と能力がある誰もが安心して教育を受けることができるよう、政府が実行すべき施策について緊急提言がなされている。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/_icsFiles/afieldfile/2009/08/31/1281312_2.pdf
- [6] 文部科学省は、子どもを公私立又は私立の学校に通学させている保護者が子どもの学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る目的で、抽出調査を実施している。
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuuhik/kekka/k_detail/1289326.htm
- [7] 国における平成22年度新設の要保護児童生徒援

助費補助金の補助単価は、クラブ活動費が小学校2,550円、中学校が、26,500円、生徒会費は、それぞれ4,350円と4,940円、PTA会費は、3,040円と3,960円で、これらを現在の認定者に対して追加して支給すると、実に4,000万円以上の追加負担となる。

- [8] 厚生労働省の平成21年度「離婚に関する統計」の概況によると、年齢階級別有配偶離婚率の年次推移について、夫妻ともにどの年齢階級も上昇傾向で推移しており、夫は、19歳以下と20～24歳が交互に最も高くなっており、妻は19歳以下が最も高くなっている。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon10/01.html>

参考文献等

- 文部科学省HP 学制百年史
- 就学援助制度の再検討（2・完） 藤澤 宏樹
（大阪経大論集・第59巻第1号・2008年5月）
- 就学援助制度の現状と課題 小西 祐馬
（北海道大学大学院教育学研究科 紀要第95号 2004年12月）
- 子どもの貧困と就学援助制度 ～国庫補助制度廃止で顕在化した自治体間格差～
企画調整室（調査情報室） 鷹 咲子（経済のプリズム』65 2009. 2）